

平成30年横瀬町農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月22日（月）午前10時から10時56分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（12人）

会長 3番 富田 祐次

会長職務代理者 9番 岸岡 広雄

農業委員 1番 浅見 孝子

2番 小室 寿徳

4番 町田 恒夫

5番 町田 修一

6番 今井 健司

7番 木崎 泰明

8番 加藤 典男

10番 富田 哲夫

農地利用最適化推進委員 第1 平沼 敏明

第3 村越 聡

4. 欠席委員（1人）

第2 小河 俊夫

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 赤岩 利行

書記 町田 勝一

書記 逸見 雅彦

7. 会議の概要

議長 皆さん、こんにちは。本日は委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第8回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

4番、町田恒夫委員、5番、町田修一委員のご両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

続きまして、日程第3、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第13号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は320平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり横瀬町在住の方で、譲渡人は東京都にお住まいの方です。申請理由は旅館用地で、権利の種類は使用貸借権の設定となっております。

1枚めくっていただき、案内図1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川西地区の大堀川沿いにある旅館の南側のところが今回の申請地になります。この農地について使用貸借権の設定を行い、旅館用地に転用したいという申請でございます。

なお、本件におきましては、以前より譲受人が譲渡人から借りていたので、申請地の今後の利用について検討していたところ、申請地が農地であることが発覚したとのことでした。譲受人が当該農地を今後も旅館敷地として使用したいため、始末書を添えて農地転用の申請に至ったとのことであります。

農地区分は、周辺に住宅が散在している区域であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の富田委員、お願いします。

富田委員 10番、補助委員の富田です。今回上程されました議案第13号1番について説明させていただきます。

去る19日の日に富田祐次会長とともに、譲受人立ち会いのもと現地確認をしてまいりました。今回は、農地転用のための使用貸借権の許可申請ということでございます。申請地は現在、建物の一部が含まれて、下には砂利が敷かれ、駐車場となっております。添付されている始末書にあるように、昭和59年春から長きにわたり、行政上は農地のまま利用されてきました。農地マップでは白地記載であったために発見できずに、大変申しわけありませんでした。

隣地を宅地にした際に、申請地を同時になぜ転用申請しなかったのかという理由を伺ったところ、手続は業者に任せ、あとはよく覚えていないということでした。税は、宅地課税で納付していたので、気がつかなかったということでもございました。

このように、何度か似たケースが議案上に上がっていますが、税務課と何とか連携してできないものかと思えます。譲受人は、ほかにも農地を所有しております。耕作はされておらず放棄地となっており、売却の希望とのことです。法令遵守をお願いして、農地保全にご理解とご協力を申し上げます。今回の議案につきまして、委員の皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

これは、推進委員の方が本日欠席されておりますが、私が一緒に行って意見を聞いてまいりました。担当委員の富田委員の言うとおりでございま

す。

続きまして、質疑に移ります。

9番。

岸岡委員

9番、岸岡ですが、二、三質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、上田知事宛てに出した申請書の中で、この現況が宅地ということになっておりまして、その横に利用状況のところ「不耕作」ということになっておりましたが、三十何年間の間、駐車場あるいは宅地として利用しているところが「不耕作」という言葉では適切ではないかと思われまして、いかがでありますか、お聞きいたします。

続いて、2点目でございますが、先ほど富田委員等の説明もありましたが、始末書で建設の許可を許したという、許可というか建設に対しての許可ができていないということに対して、その当時の許可制度に対して非常に疑問を感じております。なぜこのような形で土地が農地のままでいるという、チェック機能の甘さというのがあるのではないかと思われまして。その辺の経過を、家主さんとは別の角度から町の対応の経過がわかればありがたいと思っておりますので、回答をお願いいたします。

3点目ですが、白地対策ということで、まさに盲点として、今回も見つからない。何年もこのことが続いております。この体制は、決していい状態ではないと思っておりますので、できていない現状を委員会としても真剣に取り組み、これを解消していくような考えを持っていったらどうでしょうかという提案をしたいと思っております。具体的に調べればできないことはないと思われまして。その方法としては、農地利用調査に書いてある土地と地図を眺めると、あのところにちゃんとうちの配置が入っておりますので、そういうところが農地になっているというのをつぶせば、何とか我々でもできるのではないかと思います。このような形で3点目は、白地対策をもう少し取り組んでいく必要があるのではないかとこのことを提案いたします。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

議 長
事 務 局

事務局。

ただいまの9番委員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

1つ目の許可申請書の利用状況の欄でございます。「不耕作」という表現なのですが、ここは農地として利用されている場合にここに入るべき言葉ですので、この部分は訂正させるようにしたいと思います。

続きまして、2番目の始末書の関係でございますが、こちらが申請のあったものから提出された参考の図面ということで、昭和59年のころの圃場整備前のものでございましたが、その後圃場整備が行われた際に、現在のような形で宅地としてかかっている部分が生じてしまいまして、そしてその後、現在のようになっているというふうな形でございます。これにつきましては、その当時、昭和59年のこの建物が建ったときには、適切に配置されたようなのですが、その後の圃場整備などの影響により状況が変わってしまった模様でございます。

それから、3番目でございます白地対策の関係ですが、こちらにつきましても、農業委員さんの仕事としてとても大事な部分でございます、利用状況調査、農地利用の最適の関係なのですが、実際にお話のありましたとおり、その地図をまた改めて確認しながらとなりますと、相当量の業務になると思いますので、こちらもまた仕事をしながら確認を進めていくようにいたしたいと思います。

以上でございます。

議 長
岸 岡 委 員

9 番。

大筋説明ではわかりましたが、もうちょっと説明ではっきりこうするという答えが欲しいのですが、1点目の利用状況は、何と訂正をするのですか。何という言葉で訂正するか、はっきり言っていただけますか。

それからあと、2番目のこの問題は、その近くに隣接する土地が、果たして同様の形跡を生んでいるかどうか若干気になるところでございます。具体的に言いますと、その上の番地にも同じ土地がありますが、この土地が宅地になっているのか、あるいは農地のままなのかという、隣接の観点もちょっと気になりますので、その辺のはっきりした一連のこのうちの周りについては、チェック等をしてはっきりさせてもらえればありがたいというふうに思います。

以上、追加確認ですが、もう一度そこをお願いします。

議 長
事 務 局

事務局。

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

1点目なのですが、この現況が宅地ということになると、利用状況というのは当然入りませんので、削除の訂正を本人にさせていただきたいと思っております。「不耕作」というのが削除になります。

2点目なのですが、逸見主幹のほうから話があったように、59年

に旅館が新築されたわけなのですけれども、当初から建物の登記した図面を見ますと、この旅館がある地番がございますけれども、ここ以外の土地についても、はみ出してつくってしまったというような状況があります。それで、この図面を見ていただいて、東側にある土地でございますけれども、車庫と物置等ございまして、ここについては、既に台帳地目が雑種地になっているものでございます。そういうことで、その後圃場整備を町のほうでしましたけれども、宅地については100%換地という決まりがございまして、300平米の宅地については300平米の土地にするということでございます。したがって、この宅地以上の広さをもって建築されましたところについては、現在のような形で換地がされておるところでございます。農地につきましては、その地区によっても違いますけれども、大体10から20%程度減歩をして換地したという状況でございます。

そういうことでございますので、もう以前よりというか、当初から畑として換地した部分についても、実際には宅地だったという結果でございますので、今回申請地として来客用の駐車場として申請されたわけでございますけれども、結果的には始末書をつけてということで申請になっております。

それと、最後になりますけれども、白地というのですか、利用状況調査において、田は緑、畑はダイダイ、そういう色で着色になっておるところを委員の皆様にご利用状況調査ということでお世話になっておりますけれども、課税的に畑から雑種地に、または宅地というところへ変わったところには白地ということで、色がついていないので、利用状況調査から除外対象となっておりますけれども、なかなか除外対象になってしまうともう一般的には調査のしようがないということでございます。

また、先ほど委員さんからもちょっとありましたけれども、税務課の連携ということもありますけれども、なかなか税務課は現況課税でやってしまうため、農業委員会のほうに報告はございません。かといって、農業委員会としても調査対象外になってしまうともう調べようがないということになりますので、この辺はちょっと固定資産の担当のほうと協議しながら展開していければなと思います。新体制になりまして農業委員会の農地利用の最適化という課題のもと、取り組んでいただいておりますけれども、法令事務の処理の関連につきましても、以前と同様でございますけれども、なかなか横瀬町の中にこの対象外土地というのですか、対

象外農地と申すのでしょうか、そういうものが数多くあると思います。その辺についても以前調べたこともあって、筆数も下に行けばある程度はわかると思います。しかしながら、所有者の方に、この申請書をつくっていただければいいのでしょうかけれども、なかなかつくっていただけないということになると、またお金もかかったり経費もかかるということもありますので、その辺農業委員会の委員さんとともに協議しながら、今後事務局としても進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長 9番委員。

岸岡委員 わかりました。どうもありがとうございました。少し頑張っていきたいなど思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長 他にございませんか。

〔なし〕

議長 暫時休憩をさせていただきます。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時54分

議長 再開いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第13号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成でございます。

よって、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時56分)